

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第65号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(鳥獣捕獲等許可申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>愛玩</u>のための飼養の目的で行う鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の場合 第2号様式</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(公聴会の開催等)</p> <p>第7条 知事は、<u>法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定により公聴会を開こうとするときは、その日時、場所及び公聴会において聴こうとする案件を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(鳥獣捕獲等許可申請書)</p> <p>第2条 法第9条第1項の許可の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>愛がん</u>のための飼養の目的で行う鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の場合 第2号様式</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(公聴会の開催等)</p> <p>第7条 知事は、<u>法第7条第4項（法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定により公聴会を開こうとするときは、その日時、場所及び公聴会において聴こうとする案件を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p>

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	㊟
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲又は採取の目的	愛 玩 の た め の 飼 養
略	
申請日以前5年の間に愛玩のための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがある場合は、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	

注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	㊟
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲又は採取の目的	愛 が ん の た め の 飼 養
略	
申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがある場合は、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	

注 略